平成26年度第3回栃木県大規模小売店舗立地審議会議事録要旨

- I 開催日時 平成26年12月22日(月)午後2時~午後2時30分
- Ⅱ 開催場所 県庁本館6階大会議室1
- Ⅲ 議事日程
 - 1 開会
 - 2 あいさつ
 - 3 議事録署名人の指名
 - 4 議題
 - (1) 審議事項
 - ・(仮称) SDG5栃木箱森店の新設届出について (栃木市)
 - (2) 報告事項
 - ・大規模小売店舗立地法に基づく届出状況について
 - (3) その他
 - 5 閉会

IV 出席者

〔委 員〕 長田哲平、小白井敏明、竹澤正樹、戸室康子、星法子、以上5名

[事務局] 経営支援課 篠﨑課長、関本課長補佐(総括)、中里副主幹(GL)、塚形主任、佐藤主事

栃木市 商工観光課 臼井課長補佐、東原主査、山田主任

V 議事の経過

午後2時、司会の中里副主幹が開会を宣言し、本日の審議会は委員5人が出席し、栃木県大規模小売店舗立地審議会規則第5条第2項の規定により、有効に成立する旨報告。

会長から、議事録署名人として長田委員と星委員が指名され、議事に入った。

議題1 審議事項の「(仮称) SDG 5 栃木箱森店の新設届出」(栃木市) について、会長の指示により事務局から説明を行った。

その後、会長が委員に意見を求めたところ、以下のような意見があった。

委員 : 交通について、一点確認したい点がある。 P 17では出入口 1 の幅員が8.0 m

となっているが、P18では10.0mとなっている。どちらが正しいのか。

事務局: P18の10.0mが正しく、P17の8.0mは誤りである。

委員:騒音について、一点気になる点がある。P22では、店舗東側の3箇所に屋外

スピーカーを設置する計画になっている。これに対する対応策として、P8で「必要最低限の音量とする」とあるが、表現がやや抽象的であるので、

「何デシベル以下とする」などの具体的な記載が望ましい。

委員: 混雑時等に、退店車両が出入口2から出庫することはないのか。出入口2か

ら出庫する場合、店舗北側の敷地内道路を逆走することとなり、危険ではな

いか。

事務局: 県道栃木環状線へは左折出庫のみであることから、混雑時であっても遠回り

となる出入口2から出庫することは想定していないが、逆走の危険性にも十分に配慮するよう設置者に伝える。

委員: 来店経路について確認したい。 P 23で店舗南西からの来客は、総合運動公園 の方に迂回して来店する経路となっているが、県道栃木環状線をUターンし

て来店することはないのか。

事務局: 県道栃木環状線の中央分離帯の切れ目には、Uターンができないように構造

物が設置されており、Uターンして来店することは困難である。

その後、会長が委員に意見を求めたが、特に意見はなく、本件については「意見なしとする」との答申案について委員に諮ったところ、全員異議なくこれを了承した。

次に、議題2 報告事項の「大規模小売店舗立地法に基づく届出状況」について、事務局から説明が行われたが、特に質疑応答はなかった。

その後、会長から、他に何もなければ閉会にしたいとの発言があり、出席委員の同意を得た後、会長から本日の会議の終了が宣せられ、午後2時30分に審議会は終了した。